21　この法律において「特定投資事業者」とは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合若しくは外国に所在するこれらの組合に類似する団体又は株式会社、合同会社、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社若しくは投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人であって、特定事業活動に対する資金供給その他の支援を行う事業活動に対する資金供給その他の支援又は特定事業活動に対する資金供給その他の支援を行うものをいう。

22　この法律において「特定政府出資会社」とは、政府がその発行している株式の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有する株式会社であって、出資を行うことを主たる業務とするもののうち、株式会社産業革新投資機構がその業務の遂行に支障のない範囲内で、その株式を保有する株式会社の業務の支援を行うことにより、当該株式会社が行う出資に係る業務のより効果的な実施を図ることが必要なものとして政令で定めるものをいう。

18　この法律において「技術等情報漏えい防止措置」とは、技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいの防止のために事業者が実施する措置をいう。

19　この法律において「技術等情報漏えい防止措置認証業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一　他の事業者が実施する技術等情報漏えい防止措置が、技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要なものとして主務大臣が定める基準に適合している旨の認証を行うこと。

二　前号に掲げる業務に附帯して、技術等情報漏えい防止措置を適切に実施するために必要な指導及び助言を行うこと。

第九条第一項中「第百四十二条」を「第百四十九条」に改める。

第十二条中「第九十七条第一項第六号」を「第百一条第一項第六号」に改める。

第十三条及び第十四条第二項中「第百三十七条第一項」を「第百四十四条第一項」に改める。

第十六条第一項中「第百四十二条」を「第百四十九条」に改める。

第十九条第一項中「第百四十条第一項第二号」を「第百四十七条第一項第二号」に改める。

第三十二条第一項の表第二百一条第五項の項及び第三項の表第七百九十六条第二項第二号の項中「第百四十条第二項」を「第百四十七条第二項」に改める。

第五十一条第二号中「第百二十七条第二項」を「第百三十四条第二項」に、「第百二十六条第一項」を「第百三十三条第一項」に改める。

第六十六条の次に次の節名を付する。

第五節　技術等情報漏えい防止措置の実施の促進

第六十七条から第七十五条までを次のように改める。

（技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針）

第六十七条　主務大臣は、技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針（以下「促進指針」という。）を定めるものとする。

2　促進指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　技術等情報漏えい防止措置の実施の促進の基本的な方向

二　技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する次に掲げる施策に関する基本的な事項

イ　技術等情報漏えい防止措置の実施に関する理解を深めるための施策

ロ　技術等情報漏えい防止措置の適切な実施に関し必要な知識及び能力の向上を図るための施策

ハ　その他技術等情報漏えい防止措置の実施の促進を図るために必要な施策

三　技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法について次条第一項の認定の基準となるべき事項

四　中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関し配慮すべき事項

五　技術等情報漏えい防止措置の実施を特に促進すべき技術の分野を定める場合にあっては、その技術の分野

3　主務大臣は、促進指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定）

第六十八条　技術等情報漏えい防止措置認証業務を行う者は、主務大臣の認定を受けることができる。

2　前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲（その範囲を中小企業者に対して行うものに限定して認定を受けようとする場合にあっては、その旨）及びその実施の方法

3　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法が促進指針において定められた前条第二項第三号に規定する基準に適合していると認めるときは、その認定をするものとする。

4　次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。

一　この法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二　第七十五条第一項の規定により第一項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

5　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、氏名又は名称、住所、業務の範囲その他主務省令で定める事項を公表するものとする。

（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定の更新）

第六十九条　前条第一項の認定は、三年を超えない範囲内で政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前条第二項、第三項及び第四項（第二号を除く。）の規定は、前項の認定の更新について準用する。

3　主務大臣は、第一項の規定により前条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を公表するものとする。

（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の承継）

第七十条　第六十八条第一項の認定を受けた者（以下「認定技術等情報漏えい防止措置認証機関」という。）が当該認定に係る技術等情報漏えい防止措置認証業務を行う事業の全部を譲渡し、又は認定技術等情報漏えい防止措置認証機関について相続、合併若しくは分割（当該認定に係る技術等情報漏えい防止措置認証業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項において同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が同条第四項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2　前項の規定により認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の地位を承継した者は、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3　主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公表するものとする。